計画（素案）に関する住民等の意見募集の結果

ご意見	町の考え方
P37～41 本計画では、自治会等を通じた地域の支え合い（互助）が重視されています。 高齢者福祉は、自治会への加入状況や地域内の人間関係によって、受けられる情報や支援に差が生じることのないように進められるべきです。自治会等による互助を推進することに加え、自治会に加入していない高齢者や、自治会との関係に困難を抱える高齢者も安心して暮らせるよう、具体的な相談・支援体制として次の事項を本計画に明記していただくことを要望します。 1　自治会への加入の有無にかかわらず、高齢者が福祉情報、相談、見守り、介護予防・交流の機会等につながる仕組みを整えること。	貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 本計画では、本人や家族が自ら生活や健康を支える「自助」、自治会等による地域の支え合いである「互助」、介護保険等による「共助」及び行政による「公助」が、それぞれの役割を果たしながら連携することを基本としています。自治会等による互助は、高齢者の地域生活を支える取組の一つですが、自治会への加入は、町が実施する福祉・介護等の公的な相談・支援を受けるための要件ではありません。 町では、現在も自治会への加入の有無にかかわらず、本人や家族から直接相談を受け付け、個別の状況及び各制度の対象要件に応じて、利用可能な介護保険制度や福祉・介護サービスにつなぐとともに、必要に応じて関係機関と連携しています。 **1　福祉情報、相談、見守り、介護予防・交流の機会について** 福祉・介護等の情報は、町広報紙、町ホームページ、佐用チャンネル、「介護保険利用のしおり」「さよう生活べんり帳」等により提供しています。 町が実施する介護予防事業等は、各事業の対象要件に基づいて実施しており、自治会への加入を参加要件とはしていません。自治会等による見守りや交流が期待できない場合も、高齢者福祉や介護に関する相談を受け、本人の状況及び各制度の対象要件に応じて、利用可能な介護保険制度、福祉・介護サービス及び事業等の情報を提供します。 なお、交流行事や見守り等は、自治会等が自主的に行う互助の取組です。その内容及び対象範囲は、各団体が地域の実情に応じて定めています。町が全ての方に同じ内容や参加機会を保障し、又は同じ内容の取組を一律に代替するものではありません。

ご意見	町の考え方
2　自治会との人間関係に問題や不安を抱える人も、安心して相談できる町や関係機関の窓口を明確にすること。	**2　自治会との関係に問題や不安を抱える方の相談窓口について** 町には、自治会と個人との関係や住民間の問題を一括して取り扱う専用窓口はありません。また、町が自治会内部の問題について事実認定又は仲裁を行うものではありません。個別の課題は、その内容を所管する関係課が対応します。 高齢者福祉や介護については、自治会への加入の有無にかかわらず、佐用町地域包括支援センター、高年介護課及び地域包括支援センター・ブランチに相談できます。地域包括支援センター・ブランチは、休日・夜間を含め 24 時間相談に対応しています。 自治会を経由する必要はなく、本人や家族から直接相談を受け付けています。相談内容に応じて、町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、医療・介護関係者等と連携し、利用可能な制度やサービスにつなげます。
3　自治会等による互助だけでは支援が届かない場合、町、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等が連携し、必要な支援につなげること。	**3　自治会等による互助では支援が届かない場合について** 自治会等による互助は、介護保険制度や町の福祉・介護に関する相談・支援を利用するための前提ではありません。 自治会等による支援が期待できない場合も、佐用町地域包括支援センター、高年介護課及び地域包括支援センター・ブランチが、本人や家族から直接相談を受け付けます。本人の意向や個人情報の取扱いに配慮し、町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、医療・介護関係者等と連携して、個別の状況及び各制度の対象要件に応じて、利用可能な介護保険制度や福祉・介護サービスにつなげます。 ただし、町や関係機関が、自治会等による交流、見守り等の互助の取組を、同じ内容で一律に代替するものではありません。

ご意見	町の考え方
4　災害時の安否確認や避難支援についても、自治会への加入状況のみを理由として必要な支援から取り残されることがないようにすること。	**4　災害時の安否確認及び避難支援について** 避難行動要支援者名簿については、介護や障害等に関する一定の要件に基づき作成しています。町では、住民の自治会への加入・未加入を把握しておらず、名簿の作成に当たって自治会への加入状況による区分は行っていません。また、個別避難計画については、本人の意向を基本として、必要に応じて家族や関係者と調整しながら、作成・更新に取り組んでいます。 実際の避難支援には、支援者の確保、災害の状況及び支援者自身の安全確保等が必要です。自治会等による支援が期待できない場合でも、本人や家族等から相談があったときは、その状況、本人や家族の意向及び支援者の確保状況等を踏まえ、町の関係課や関係機関と連携し、可能な避難方法や情報伝達手段を検討します。 なお、災害の状況や支援者自身の安全等により、計画どおりの支援が困難となる場合があります。
5　自治会に加入しない人や退会する人が今後増えることも想定し、自治会以外の支援経路と、地域の互助が機能しない場合の町の役割を計画上明確にすること。	**5　自治会以外の支援経路及び町の役割について** 自治会以外の相談先として、佐用町地域包括支援センター、高年介護課、地域包括支援センター・ブランチ等があります。必要に応じて、町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、医療・介護関係者等と連携します。 自治会等による互助が期待できない場合も、高齢者福祉や介護に関する相談を受け、個別の状況及び各制度の対象要件を確認した上で、利用可能な介護保険制度や福祉・介護サービスにつなげます。それ以外の課題は、その内容を所管する関係課が対応します。 ただし、自治会等が自主的に行う見守り、交流、声かけ等の取組を、町や関係機関が同じ内容で一律に代替するものではありません。

ご意見	町の考え方
	自治会への加入の有無にかかわらず、高齢者が公的な相談・支援につながる体制を確保するというご意見の趣旨は、本計画の方向性と一致しています。 本計画では、本人や家族による自助、自治会等による互助、介護保険等による共助及び行政による公助が、それぞれの役割を果たしながら連携して、高齢者の地域生活を支えることとしています。 本計画には、佐用町地域包括支援センターによる総合相談支援、地域包括支援センター・ブランチによる相談対応、関係機関との連携、個別訪問等による実態把握及び災害時の支援体制を記載しています。また、町では、自治会への加入の有無にかかわらず、本人や家族から直接相談を受け付け、個別の課題に応じて各担当課等が対応しています。 一方、交流、見守り等は、自治会等が自主的に行う互助の取組であり、町が全ての方に同じ内容や参加機会を保障し、又は同じ内容で一律に代替するものではありません。 ご意見の趣旨については、これらの計画上の記載及び現在の取組により対応していることから、現時点では計画案を変更しない方針です。今後、佐用町介護保険運営協議会での協議を踏まえて、最終的な対応を決定します。 なお、ご意見に記載された自治会運営や住民間の個別事情について、本意見募集において事実認定又は仲裁を行うものではありません。個別の課題については、その内容を所管する関係課が対応します。